

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年 4月 1日 (水) 午前10時30分から11時32分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール

3. 出席委員 (40名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員 1番 赤松 俊雄 2番 赤松 利彦
3番 今西 功尚 4番 上田 一徳
5番 大島 博雅 6番 大塚 武司
7番 黒田 義人 8番 河野 順子
10番 末光 亨

13番 谷本 宏明 14番 玉木 邦英
15番 土居 喜三郎 16番 富永 文夫
18番 藤岡 功
19番 松本 武雄 20番 三好 春樹
21番 薬師寺 悦子 22番 安並 繁行
23番 山口 一光

最適化推進委員

2番 井上 和久
3番 氏原 邦弘 4番 梶原 茂夫
5番 河野 勇一郎
7番 滝澤 宇佐夫 8番 瀧水 朝男
9番 土居 和宏 10番 中尾 美千代
11番 中村 満永 12番 西村 守
13番 萩森 役義 14番 畠山 幸男
15番 平山 喜代重 16番 廣見 正信
17番 細川 一男 18番 宮口 卓士
19番 森 松実 20番 山本 豊紀
22番 和田 恵子

4. 欠席委員 (7名)

農業委員 11番 清家 儀三郎 12番 竹葉 邦政
17番 濱田 金治

最適化推進委員 1番 赤松 利秋 6番 佐々木 新仁
21番 吉見 一弥 23番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

13番 谷本 宏明 14番 玉木 邦英

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について
 報告第3号 農地法第6条の規定による報告について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
 報告第5号 諸証明について
 報告第6号 農地転用確認交付申請書について
 報告第7号 農地法第5条許可（令和3年2・3月定例総会分）について
 （令和3年2月15日～令和3年3月15日までの事務局処理事案）
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競（公）売に係る買受適格証明願承認について
 議案第3号 農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について
 議案第4号 令和3年度宇和島市農業委員会活動計画（案）の承認について
 議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課課長補佐 福島 康生

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員21名、農地利用最適化推進委員19名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年4月定例総会を開会いたします

《庵崎局長》

小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましておはようございます。めっきり暖かくなりまして桜の方も散り始めてきたという状況でございます。ミカンの芽もちょっと動きが早いんじゃないかという風な事で今年のミカンもまた温暖化でどうなるのか、病虫害の発生も多いのではないかと危惧をしている所でございます。

花も散りながらですがお花見行って人々の心もウキウキという風に高揚しているかと思いますが、それに正比例したかのようにまたコロナウイルスの方が幅広く広がっているような状況であります。

昨日も全国で2, 800人以上という事でございまして、宇和島にも発生が見られました。先般1名、昨日2名と出ました。(中略)市からのメールにしましても県外からのウイルスの持ち帰り、持ち込みを厳重に注意していただきたいという風なものになっています。宇和島での発生という事は無いのですが、松山の繁華街でクラスターという事で、特に若い方が向こうに行かれて持って帰るという懸念がございまして、皆様方におかれましては日々気を付けていただきますように、またこれまで罹らなかったからと安心することなく変異株でございますので感染力が強いという事で、これまで以上に十分注意をしていただきたいという風に思っております。

全国でも変異株で600名以上が感染をしております。また全国では47万人以上の人がコロナに感染されている状態でございますし、死者につきましても9, 000名以上、まあ吉田町一つがですね全国で無くなったという風な状況にもなっておりますので皆さんにおかれましては尚一層気を付けていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

この会も初顔合わせの懇親会をやっていない訳ですけれども、まあ日々マスクをしているので顔を十分に見れない覚えられないという状況があろうとかと思いますが、今しばらく後1年位はお待ちいただいてその後やりたいと思っておりますので、それまでお待ちいただきたいと思っております。

今日も審議する案件が非常に多い訳でございますが、十分にご審議賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

本日は農業委員の清家委員、竹葉委員、濱田委員、推進委員の佐々木委員、吉見委員、渡邊委員、赤松利秋委員が所用のため欠席でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に谷本委員、玉木委員を指名いたします。

まず報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第7号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

144番について説明いたします。借受人の〇〇〇〇さんと貸出人の△△△△さんは親子であります。□□□□君が経営拡大のため使用貸借を設定するものでありまして何ら問題ありません。

《大塚委員》

145番です。〇〇〇〇さんは改植事業のためにお父さんの△△△△さんからの使用貸借権設定であります。

146番、□□□□君は家族のお爺ちゃんからの所有権移転です。両方とも何ら問題ないと思います。

《森委員》

147番、〇〇〇〇さんは農業をほとんどやっておられませんので、空いた土地を□□□さんが買受して農業をやるようになりました。若い子で元々漁業者ですが漁業を辞めました。ほとんどがレモン専作で熱心にやっています。

《上田委員》

148番、〇〇〇〇さんの件ですけれども、補助事業の申請という事で何ら問題ありません。

149番、△△△△さんと□□□□さんですけれども、親子でございまして経営拡大ため何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

150番、〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地を所有権移転であります。何ら問題ないと思います。

151番、□□□□さんが◇◇◇◇さんの土地を、〇〇〇〇さんが高齢のため所有権移転であります。何ら問題ないと思います。

152番、〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地を購入する所有権移転であります。何ら問題ないと思います。

《中村委員》

153番について説明します。〇〇〇〇さんは親子関係で名義を変えるという事でした。耕作面積が0で新規に見えますが、農業の申告もしているそうなので問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして氏原委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 氏原委員退席 ・・・・・・・・

それでは採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

氏原委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 氏原委員着席 ・・・・・・・・

続きまして、議案第2号農地法第3条第1項目的の競（公）売に係る買受適格証明願承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

（議案第2号議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山本豊紀委員》

それでは担当の方からご報告をいたします。〇〇〇〇さん。この方は息子さんで、最近帰ってこられて今は親子で果樹園地を作られてという事で、かなり労働力的に余裕があるという事で経営規模を拡大したいという申し出があって、今回競売に参加したいので農業委員会にこれを承認して欲しいという申し出がございました。

本来の果樹園地については非常に熱心にやられているお家ですので全く問題ないと思っております。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

《黒田委員》

質問ですがよろしいでしょうか。

所有者の所が個人ではなく法人の〇〇〇〇になっているのですが、〇〇〇〇がそもそも農地を所有していたという事ですか。

《今西次長》

はい。〇〇〇〇なのですが、過去に転用をする目的で5条許可を取ってある物件であります、現況農地の状態ですので、農地として競売にかかるという事でございます。

《黒田委員》

了解しました。ありがとうございました。

《 会 長 》

この□□□□さんは、△△△△も経営されていたのですが不動産の方もやっておられました。それで平成30年の豪雨災害の折にですね、破産という事で仕事の方を辞められておられます。

その土地が、不動産の方の土地が残っていたという事で、今回この様になっております。

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第3条第1項目的の競(公)売に係る買受適格証明願承認について、許可相当と思われまます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第2号は原案とおりの許可することと決定いたします。

続きまして、議案第3号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

どなたかご意見等はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第3号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について、承認されまます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第4号令和3年度宇和島市農業委員会活動計画(案)の承認について、及び議案第5号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第4号、第5号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

はい。只今、事務局より説明がありました。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第4号令和3年度宇和島市農業委員会活動計画(案)の承認について、及び議案第5号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第4号及び議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第6号議案書をもとに朗読、説明)

議案第6号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

372番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは使用貸借権の更新であります。□□□□君は真面目に農業に取り組んでおられ何ら問題ないと思います。

373番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは使用貸借権の更新であります。□□□□さんも真面目に農業を営んでおられ何ら問題ありません。

《中村委員》

374番から380番についてですが、7名とも〇〇〇〇との更新で何ら問題ありません。

381番について、△△△△さんはこれまで耕作をされておりましたが体調を崩し耕作が難しくなりました。借手は□□□□なので問題ないと思います。

《廣見委員》

382番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは貸借権の更新であります。□□□□さんは農業委員に就任されているので何ら問題ないと思います。

《山本一也委員》

失礼します。383番について説明します。〇〇〇〇さんは認定農業者であり後継者も育てており、経営拡大を図って△△△△さんとの合意に基づいて賃貸借権の設定になりました。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

384番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんにおいて新規10年の賃貸借権設定であります。□□□□君は真面目に農業をされており問題ありません。

385番の◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんとの10年の更新になります。△△△△さんは熱心な稲作農家でありまして問題ありません。

《梶原委員》

失礼します。386番について説明いたします。新規とありますが実質更新であります。前回、農地法による許可でしたが今回、基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画で権利の設定をするものであります。法律の違いにより事務処理上の新規であります。〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおり問題ないと思います。

《西村委員》

387番について、佐々木委員が欠席でございまして私の方に依頼がございました。

更新でありまして、貸手、借手両名の中で現在も真面目にちゃんとしておりまして、10年間、今は61歳でございまして10年間十分出来ると思いますので問題ないと思います。

《瀧水委員》

388番から394番まで説明いたします。

まず388番、389番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは新規で賃貸借権を設定するものですが□□□□さんは熱心に野菜を作っておりますので何ら問題ないと思います。

390番、◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんとの更新でございます。

391番、392番、△△△△さんと□□□□さん、◇◇◇◇さんは近所どうしでございまして何ら問題ないと思います。

393番、394番はいずれも更新ですので問題ないと思います。

《安並委員》

395番について、〇〇〇〇さんは元気で農業をやっておられます。更新でありますので問題ないと思います。

《土居和宏委員》

失礼します。396番、397番について説明いたします。

利用権設定を受ける〇〇〇〇さんは真面目に熱心に農業をされている方です。利用権を設定する方は広島県の方に居られるのですけれども、これまでは別の方に耕作を

お願いしておりましたが、都合で△△△△さんの方に依頼をされたという事でございます。それから397番も同じような事でございます。新規でございますが何ら問題ないと思います。

《富永委員》

398番、399番の説明いたします。

〇〇〇〇さんは△△△△さんの息子さんでございます。□□□□さんが高齢のため耕作依頼をされたそうです。何ら問題ないと思います。

399番は〇〇〇〇さんから連絡がありました。△△△△さんが耕作をされるという事で、□□□□さんは兼業がちょっと出来ない仕事なので耕作依頼をかけたそうです。何ら問題ないと思います。更新でございます。

《黒田委員》

400番でございますが、〇〇〇〇さんは△△△△となっておりますが、事実上□□□□で生活をしており、この方も自分の農地はすべて土居中に存在しております。今回の利用権設定を受ける事になる155番は、既にこの周辺にこの方が数筆の水田をこの制度を利用して耕作されておられます。更新でもあり何ら問題ないと思います。

《今西委員》

401番について説明いたします。利用権を設定される〇〇〇〇さんは、利用権設定の任期满了による解約で、また現在住んでおられる所が埼玉県のため自作は困難という事で耕作者を探していた所、△△△△さんが耕作をする事になりました。□□□□さんにつきましては、地区の若手のリーダーで、農業も大変熱心に取り組んでおられます。従いまして何ら問題ありません。以上です。

続きまして402番から404番について説明いたします。

402番から404番につきましては更新であります。利用権設定を受ける◇◇◇◇さんにつきましては地区のリーダーとして、今も大変熱心に取り組んでおられます。従いまして利用権設定の更新であり問題はございません。以上です。

《畠山委員》

405番について説明いたします。405番の利用権設定をする〇〇〇〇さんが耕作者を探していた所、△△△△さんが耕作するという事で話がまとまりました。□□□□さんは熱心に耕作に取り組んでおられますので何ら問題ありません。以上です。

《赤松俊雄委員》

失礼します。406番、〇〇〇〇さんと△△△△さん。□□□□さんが高齢のため◇◇◇◇さん。柑橘専業でやっておられます。〇〇〇〇さんに貸し出すという事で何ら問題ありません。

407番、△△△△さんと□□□□さん。◇◇◇◇さんは嫁に行った娘ですが多忙の中で両親が熱心に柑橘をやっていたのですが、高齢のため期間が無くなりまして誰

か探していたのですが、〇〇〇〇さんは柑橘専業農家で親子が熱心にやっている方で、この人の方に譲りました。以上でございます。

《山本豊紀委員》

408番について説明いたします。本件は新規で果樹園地766㎡を貸借権設定する案件でございます。設定を受ける〇〇〇〇さん、この方は当地域でも1、2を争う熱心な農業者でございます。当たる分については全く問題ないと考えております。

《赤松利彦委員》

409番、〇〇〇〇さんが△△△△さんの畑を耕作する更新であります。問題ないと思います。

410番、□□□□さんが◇◇◇◇さんの所を新規に耕作されます。何ら問題ないと思います。

411番、〇〇〇〇さんが△△△△さんの所を新規で耕作されます。何ら問題ないと思います。

412番、□□□□さんが◇◇◇◇さんの所を新規で耕作されます。何ら問題ないと思います。

《河野勇一郎委員》

413番について説明いたします。利用権を設定する〇〇〇〇さんが高齢のため中々耕作ができないという事で、作っていただく方を探していた所、△△△△君が耕作をするという事で新規で賃貸借権を設定いたします。□□□□君は今もどんどん経営規模拡大をしており地区でも大きくどんどん伸びている農家ですので何ら問題ないと思います。

続いて414番について説明いたします。こちらも賃貸借権設定という事で更新という事になります。今までも◇◇◇◇君は熱心に柑橘を生産されておりますので、こちらについても何ら問題ないと思います。

《森委員》

415番、416番、417番について説明します。〇〇〇〇との更新でありますので何ら問題ありません。

418番、これは柑橘です。高齢のため△△△△さんに賃貸借権設定です。

419番、柑橘、これも高齢のため□□□□さんに賃貸借権設定です。二人共熱心な柑橘栽培をしている後継者で何ら問題ないと思います。

《小清水委員》

失礼いたします。420番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんにつきましては定年まで会社員でございました。それまでお父さんが農業をやっておられたのですが、お父さんが高齢になって本人は中々農業がやりにくいという事で、近くの△△△△さんが耕作をされるという事になりました。新規ではございますが、□□□□さん

は非常に熱心に農業をやられている方で何ら問題ないと思います。

421番から423番につきましては、〇〇〇〇さんも元々は農業を非常に熱心にやられていたのですが、ある日突然足の爪が剥がれたという事で病院に行きましたら、病院で足を切断という事になりました。それで近隣の3人の方に畑を任すという事になりました。△△△△さんにつきましてはご養子さんでございまして、□□□□の方にお勤めだったのですが、10年程前から辞められまして農業に専念しております。非常に真面目に奥さんとお母さんと3人が農業をされているという事で問題ないと思います。

また◇◇◇◇さんにつきましては年が多少いっておられますが、息子さんが現在介護施設にお勤めになっておられますが、その方が近々就農されるという事でございまして何ら問題ないという風に考えております。

〇〇〇〇さんにつきましても非常に熱心に農業をやられておられますので何ら問題ないと思います。

424番につきましては更新でございしますが、△△△△さんと□□□□さんにつきましては親戚関係でございします。この園地は早生がせっかく生りだしたという所でございしますが、〇〇〇〇さんが他の親戚に貸したいという話でございしましたが、その方と△△△△さんがお話をいたしまして、今回5年間だけ更新をするという話になりました。□□□□さんもまあ高齢ではございしますが、非常熱心にドローンとか田んぼの方も熱心にやられている方でございまして、5年間ならやれるだろうという事で今回の更新になりました。何ら問題ないと思います。

《上田委員》

425番についてですが、〇〇〇〇さんはまじめに農業をしておりますので問題ないと思います。

426番、△△△△さんは熱心に農業をされておられます。何ら問題ないと思います。

427番、□□□□さんも熱心に農業をされており何ら問題ないと思います。

《今西委員》

428番から434番について説明いたします。先程事務局より説明がありましたとおり一つの集積計画で農地の所有者から中間管理機構、また中間管理機構から耕作者へと2つの貸借を一括して行なうものです。今回、〇〇〇〇さんが利用権設定を受けるという事で決まりました。△△△△さんは担い手として中間管理機構が定める条件を満たしております。また地区の若手のリーダーとして農業に大変熱心に取り組んでおられます。従いまして利用権設定を受けるのに問題ありません。

《土居喜三郎委員》

40ページ25番について説明いたします。

所有権移転という事で、以前から借り受けていた農地を△△△△さんは高齢であるため作れないという事で所有権移転の話もまとめ、今回の案件となりました。□□

□□さんは熱心に親子二代で農業をされており何ら問題ないと思います。

《大塚委員》

26番○○○○君、彼は昨年、□□□□からやって来まして新規就農した方なんですけれども、かねて有望な園地を探していた所、◇◇◇◇の△△△△との売買が成立いたしまして所有権移転の運びとなりました。以上でございます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。
ここで農業委員会等に関する法律第31条に関しまして、宮口委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 宮口委員退席 ・・・・・・・・

それでは採決に移ります。

議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第6号は原案のとおり承認することと決定いたします。

宮口委員の入室をお願いします。

・・・・・・・・ 宮口委員着席 ・・・・・・・・

以上で令和3年4月定例総会の議案を終了させていただきます。